(ロ) 購買部事業ニ從事スベキ委員並ニ役員ハ電業員組合ヨリモ任命スルコト

(ハ) 購買部ニ於ケル物品ノ販賣方法ハ全部原價ヲ以テ掛賣制度トナスコト

(ニ) 購買部ニ要スル一切ノ經費ハ會社ノ負擔トスルコト

三、從業員ニシテ陸海軍籍ニアルモノニ対シテハ左記ノ取扱ヲナスコト

(イ) 現役ニ採用セラレタル者ハ入営若クハ入圏決定シテ退職後二週間ハ欠勤者トシテ認ムルコト

(ロ) 入営入圏決定シテ退職シタルモノニ対シテハ其勤續年数ニ應シ一ケ月ニ対シ二日ノ割合ヲ以テ日給ヲ積算シ名金額ヲ給與スルコト

(ハ) 簡閲点呼ニ召集セラレタルモノハ召集當日ノ給料全額ヲ支給スルコト

(ニ) 勤務演習ノ為メ召集セラレタルモノニ対シテハ其召集中ノ日數ニ対スル給料全額ヲ支給スルコト

四、毎年二回春秋ヲ期シテ會社ノ經費ニヨリ從業員全部ノ慰安會ヲ挙行スルコト

五、安治川發電所ニ於ケル石炭賞與金ノ配給方法ヲ同所從業員全般ニ公表スルコト

六、期末賞與ノ配給ヲ從業員全般ニ及ボスコト

七、大正十年三月ノ給與ニ係ル増資功労金分配ニ関スル株主総会ノ決議及其配給方法ノ内容ヲ從業員全般ニ公表スルコト

八、助手ノ名称ヲ技手ト改メ職工ノ呼称ヲ工手ト改メ技手ノ待遇ヲ月給雇員ト同一ニ取扱フコト

九、助手職工規則第四章給與ノ條項中左記ノ通リニ改正スルコト

第二十七条 吊祭料及死亡年當金ハ左ノ標準ニヨリ之ヲ支給ス

一、吊祭料金 五十圓以上

一、死亡年當金 八百圓以上

第二十八條 職務ノ為メ不具ニ疲疾トナリタルモノニハ其程度ニヨリ八百圓以上ノ年當金ヲ支給ス